

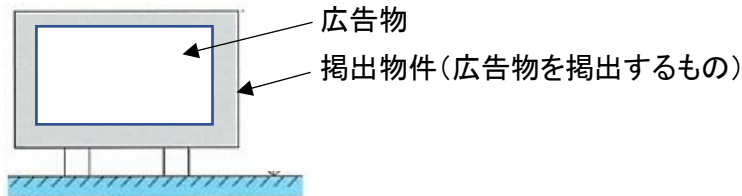
## 屋外広告物条例改正 Q&A

問1 管理義務とは。

答1 管理義務者は、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、広告物等の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に維持しなければなりません。

掲出が不要になった広告物等については除却し、熊本市へ屋外広告物等除却届を提出してください。

管理義務は、広告物・掲出物件の所有者・占有者・表示者・設置者・管理者にあります。



所有者・・・広告物・掲出物件を所有している者

占有者・・・広告物・掲出物件を借り使用している者

表示者・・・広告物を表示することを決定する者(広告物のオーナー等)

広告物のオーナーから委託され、広告物を表示する者(屋外広告物業者等)

設置者・・・掲出物件を設置することを決定する者(掲出物件のオーナー等)

掲出物件のオーナーから委託され、掲出物件を設置する者(屋外広告物業者等)

管理者・・・広告物・掲出物件を良好な状態に保持する者

問2 所有者・占有者の点検義務とは。

答2 広告物等の所有者・占有者は、屋外広告士等の有資格者に広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化や損傷の状況を点検させなければなりません。

問3 有資格者とは。

- 答3
- ① 屋外広告士
  - ② 1級・2級建築士
  - ③ 屋外広告物点検技能講習会修了者  
(参考として講習会開催案内を同封しています。)
  - ④ 広告物点検技士

裏面へつづく

問4 有資格者による点検が必要な広告物とは、どんなものか。

答4 簡易広告(はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕)と特殊広告(アドバルーン)を除く広告物については点検が必要です。

問5 いつ点検するのか。

答5 3年毎の更新期間の更新申請前3ヶ月以内に点検を行うこととなりますが、広告物の破損等の状況に応じて適宜実施してください。

問6 点検した報告書は、いつ提出するのか。

答6 広告物を継続して掲出する場合の更新申請時に提出してください。  
報告書は、提出する日前3ヶ月以内に実施した点検結果でなければなりません。

問7 広告物を継続して掲出する時は、どんな手続きをするのか。

- 答7 (1) 許可期間が満了となる約3ヶ月前に次の書類を送付します。
- ・屋外広告物等更新許可申請書
  - ・屋外広告物等安全点検結果報告書
  - ・屋外広告物等管理者(設置・変更)届 [管理者が変更になった場合提出]
  - ・屋外広告物等設置(表示)者変更届 [表示者が変更になった場合提出]
  - ・屋外広告物の更新申請の留意事項
- (2) 許可期間満了の10日前までに次の書類を提出して申請を行ってください。
- ・屋外広告物等更新許可申請書
  - ・安全点検結果報告書
  - ・点検者が有資格であることを証する書面の写し
  - ・点検した広告物等の全景及び点検箇所の状態が確認できる写真
- ※ 必要に応じて、管理者(設置・変更)届、設置(表示)者変更届

問8 許可期間が切れてしまった時は、どうなるのか。

答8 許可期間が終了した場合は、無許可の違反広告物となりますので除却しなくてはなりません。  
許可期間が終了した広告物等を引き続き掲出する場合は、新規の許可申請手続きが必要になります。